議案第 78号

専決処分について

令和5年度 苅田町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年8月25日提出

苅田町長 遠田 孝一

専決第 5号

専 決 処 分 書

令和5年度 苅田町一般会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年7月10日

苅田町長 遠 田 孝 一

令和5年度

一般会計補正予算(第4号)

苅 田 町

令和5年度 苅田町一般会計補正予算(第4号)

令和5年度苅田町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ 15,939,901千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	既	定額	補	正 額	ĺ	合	計
19 繰越金			46, 31	3		4, 708		51, 021
	1 繰越金		46, 31	3		4, 708		51, 021
歳	合 計		15, 935, 19	3		4, 708		15, 939, 901

歳 出

(単位:千円)

款	項	既	定	額	補	正	額	合	計
10 教育費				2, 687, 784			4, 708		2, 692, 492
	2 小学校費			335, 649			4, 708		340, 357
歳出	合 計		1	5, 935, 193			4, 708		15, 939, 901

2. 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(項) 1 深越並										(半位 . 10)
					節					
目	既定額	補正額	計	区	分	金	額	説	明	
1 繰越金	46, 313	4, 708	51,021	1 繰越金			4, 708			4, 708
計	46, 313	4, 708	51,021							

歳出

(単位:千円)

								(+
				補	正額	の財	源 内	訳
款	既 定 額	補 正 額	計	特	正 額 定	財	源	一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	川文 於 初东
10 教育費	2, 687, 784	4, 708	2, 692, 492	0	(0	0	4, 708
歳出合計	15, 935, 193	4, 708	15, 939, 901	0	(0	0	4, 708

2. 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 : 千円)

(元) 1 水龙鱼亚										十二· 111)
					節					
Ħ	既定額	補 正 額	計	X	分	金	額	説	明	
1 繰越金	46, 313	4, 708	51, 021	1 繰越金			4, 708			4, 708
⇒ 1	40.010	4.700	E1 001							
計	46, 313	4, 708	51, 021							

3. 歳出

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 : 千円)

日 輸上的の額 補上額 計 定 財 源 一度 財 源 一般 財 源 日本 財 源 日本 財 東 財 東 財 東 財 東 財 東 財 東 財 東 財 東 財 東 財					補 正	額の	財 源	内 訳	節				
1 学校荣建教 272,310 4,708 277,018 0 0 0 4,708 10 幣用費 4,708 維縛料 4,708	目	補正前の額	補 正 額			定 財		一般財源		金額		説	明
	1 学校管理費	272, 310	4, 708					4, 708	10 需用費	4, 708	修繕料		4, 708
計 335, 649 4, 708 340, 357 0 0 0 4, 708	計	335, 649	4, 708	340, 357	0	0	0	4, 708					